平成２３年（フ）第４５４号
金沢市光が丘１丁目88番地　市営住宅62棟303号
債務者　水野三恵子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７３号
金沢市長坂台10番８号
債務者　茨木　章子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８１号
金沢市田上本町90街区５番地　フォルトゥーナ朝霧102号室、従前の住所金沢市久安４丁目428番地
債務者　若林　正也
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８６号
金沢市新神田１丁目10番92号　新神田団地第３号棟第102号室、従前の住所東京都台東区日本堤１丁目40番12号
債務者　相川　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１５号
愛知県一宮市篭屋３丁目13番13号
債務者　河村　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５６号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1918番地
債務者　安田美津江
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３８３号
香川県高松市藤塚町２丁目９番７号　エーワン藤塚ビル301号室
債務者　高畑　真弓（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３８５号
香川県綾歌郡綾川町陶1392番地
債務者　細谷　　進
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２９号
香川県丸亀市郡家町2769番地１　サーパス郡家305号
債務者　近藤登志明
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１１０８号
福岡市南区桧原２丁目35番19号
債務者　田崎　一生
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１８号
福岡市南区中尾３丁目35番11号
債務者　牧尾　信彦
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０２号
福岡県宗像市稲元７丁目８番18号
債務者　中島　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６８号
福岡県朝倉郡筑前町大塚28番地２
債務者　畠中　良信
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３６号
福岡市博多区竹下４丁目４番１―310号
債務者　安河内梨紗
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３４号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番26―102号
債務者　江口　浩俊
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８４号
福岡市中央区六本松２―12―８―904
債務者　建築工房Ｒ＆Ｈこと　下之薗秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９３号
福岡市西区福重２丁目１番31―303号
債務者　仲西　元子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部